

庭に猫 洋弓銃で射殺

マタビで誘惑？

自宅の庭に入った猫を洋弓銃（クロスボウ）で撃ち殺したとして、警視庁成城署は5日までに、東京都世田谷区砧3、日本興業銀行行員で財団法人「地域総合整備財団」事業課長、樋口昭彦容疑者（44）を動物愛護法違反（動物虐待）の疑いで逮捕した。自宅から、ネズミのおもちゃやマタビが見つかっており、同署は樋口容疑者が猫を誘い込んで撃っていたとみて、余罪を調べている。昨年12月から改正された同法で動物虐待の罰則が強化されたが、逮捕者は初めてとみられる。

警視庁、容疑の財団課長逮捕

ち、胸に矢を命中させて殺した疑い。樋口容疑者は、自宅の敷地に入り込み、迷惑なので撃った。過去10回撃ったことがある」などと容疑を認めているという。

昨年8月ごろから、現場周辺で猫が矢で撃たれる被害が少なくとも8件発生しており、同署が洋弓銃の販売先を捜査し、樋口容疑者が浮かんできた。

樋口容疑者は1980年に興銀に入行し、99年4月から同財団に出向中。興銀では課長クラスの副参事

児童虐待と同じ

動物保護団体「地球生物会議」の野上ふさ子代表の話。虐待防止には警察が動くことが一番重要で、今回の動きは評価したい。動物虐待は児童虐待と同じで、

自らは主張もできず、自分で自分の身を守れない存在を傷つける行為。しかし、児童虐待と同様に密室内で行われるケースが多く、人の目に触れるのは

氷山の一角だ。動物を餓死させるなど悪質な飼育も含めて、犯罪という意識を社会全体が深めて注意していく仕組みになってほしい。

で、今年3月に戻る予定だった。同財団は総務省、財務省の所管で、民間活力を使った地域整備や自治体への融資などを行っている。樋口容疑者は融資を担当していた。財団の高木健治総務課長は事実関係が分からず、

「動物は命」強調

改正動物愛護法

動物愛護法（動物の愛護及び管理に関する法律）は、神戸の小学生連続殺傷事件

など、多発する少年犯罪と動物虐待の関係が指摘されたことをきっかけに、動物の保護及び管理に関する法律（動物法）を改正し、昨年12月に施行された。動物法は「動物をみだりに殺し、傷つけ、苦しめることなす、適正に取り扱うこと」を基本原則としていたが、改正後は「動物が物ではなく命であること」を強調し、人と動物の共生の理念を盛り込んだ。虐待に対する罰則も、動物法は「3万円以下の罰金または料料」だったが、改正後は、動物をみだりに殺傷した者は「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」、えさや水を与えないなどの虐待行為や遺棄に対する罰金も「30万円以下」に引き上げた。

調べでは、樋口容疑者は昨年12月23日夕、自宅の庭で、近くの女性（69）が飼っていたオス猫を洋弓銃で撃